

## 2. 利用目的の特定（ガイドライン第5条）

### 2-1. 利用目的の特定

#### [ガイドライン]

第5条 電気通信事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

#### （第5条の解説）

(1) 本条は、個人情報の適正な取扱いを実現するための前提として、電気通信事業者に対して、その利用目的をできる限り特定させるとともに、その変更も一定の合理的な範囲に留めるものとする。及び、利用目的が電気通信サービスを提供するため必要な範囲を超えないものとするを規定するものである。なお、本条や次条等の個人情報の「利用」とは、第15条の第三者への提供を含む概念である。

(2) 「その利用の目的を…できる限り特定」とは、個人情報がどのような目的で利用されるかをできるだけ具体的に明確にするという趣旨である。したがって、単に「サービスの提供のため」や「業務の遂行のため」といった抽象的な目的では足りず、例えば、「加入者の本人確認、料金の請求、料金・サービスの変更及びサービスの休廃止の通知のため、加入者の氏名、住所、電話番号を利用します。」のように具体的に特定すべきである。

なお、個人情報に対して、特定の個人を識別できないようにする加工（いわゆる匿名化）を行うことは、個人情報の利用に当たらず、利用目的として特定する必要はない。

利用目的の特定にあたっては、利用目的を抽象的に特定するのではなく、可能な限り具体的に特定する必要がある。利用目的の特定にあたっては、業務ごとに扱う個人情報の項目を列挙し、どのような業務でどのような個人情報が取り扱われるのか加入者が理解できるよう分かりやすく記載することが適当である。

なお、匿名化を行って個人識別性を完全に喪失させる行為は、個人情報の利用に当たらず、電気通信事業者は利用目的として特定する必要はない。

#### <匿名化の例>

- アンケートで取得した個人情報のうち、氏名や住所等の個人を識別し得る部分を完全に抹消し、性別、年齢等の属性情報を統計データとして蓄積し、新サービスの企画、開発に活用する。
- 新しい情報システムのテストデータを作成するために、顧客マスタファイルから、個人を識別し得る部分をダミーデータに置き換え、元データとダミーデータの対応表を保有しない。

《参考》

個人の生活の履歴であるライフログを活用したサービスについては、必ずしも個人を識別する必要がないため、そもそも個人を識別しない形態で情報を取得したり、保有する個人情報に匿名化を行うことで個人識別性を喪失させたりして、個人に関する情報の利活用を容易にする取組がなされている。

個人識別性を喪失した情報には個人情報保護法及び関係各ガイドラインの保護が及ばないほか、匿名化という行為自体も利用目的として特定する必要がないものの、ライフログを活用するサービスは、その態様によっては、プライバシーを侵害し得るし、利用者の不安感等を惹起し得る。よって、ライフログを取得・保存・利活用する事業者は、利用者に対して一定の配慮をなし、円滑なサービスに資するための対策を取ることが望ましい。

なお、ライフログ活用サービスの現状や問題点、配慮原則等については、総務省「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」で検討され第二次提言として公表されている。(平成22年5月)

具体的な「配慮原則」については、参考資料3-1 総務省「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」第二次提言の抜粋(注)を参照されたい。

(注)参考資料3-1は総務省「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」第二次提言から次の部分を抜粋している。

Ⅱ ライフログ活用サービスに関する検討について

5. より信頼されるサービスに向けて(配慮原則の提言)

○ (好ましい事例)

事例2-1 各業務に必要となる個人情報を具体的に明示している。

(例) 当社は、電気通信サービスの提供にあたって行う次の業務のために、それぞれ次のお客様の個人情報を利用します。

・ 料金計算及び請求業務

氏名、住所、電話番号、料金請求に必要な金融機関の口座番号及び名義、クレジットカード番号、お申し込みのサービス内容

・ お客様相談対応業務

氏名、住所、電話番号、メールアドレス、お申し込みのサービス内容

・ 新サービスに関する情報提供業務

氏名、住所、電話番号、メールアドレス

× (好ましくない事例)

事例2-2 「当社は、当社の事業運営のためにお客様の個人情報を利用します。」のように利用目的が具体的に特定されておらず、また、利用する個人情報を明確にしていない。

事例2-3 電気通信サービスを提供するにあたって利用することとなる個人情報が具体

的に記載されていない。

(例) 当社は、お客様の個人情報を電気通信サービス提供のために利用します。

## 2-2. 利用目的の変更

### [ガイドライン第5条]

第2項 電気通信事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わないものとする。

### (第5条第2項の解説)

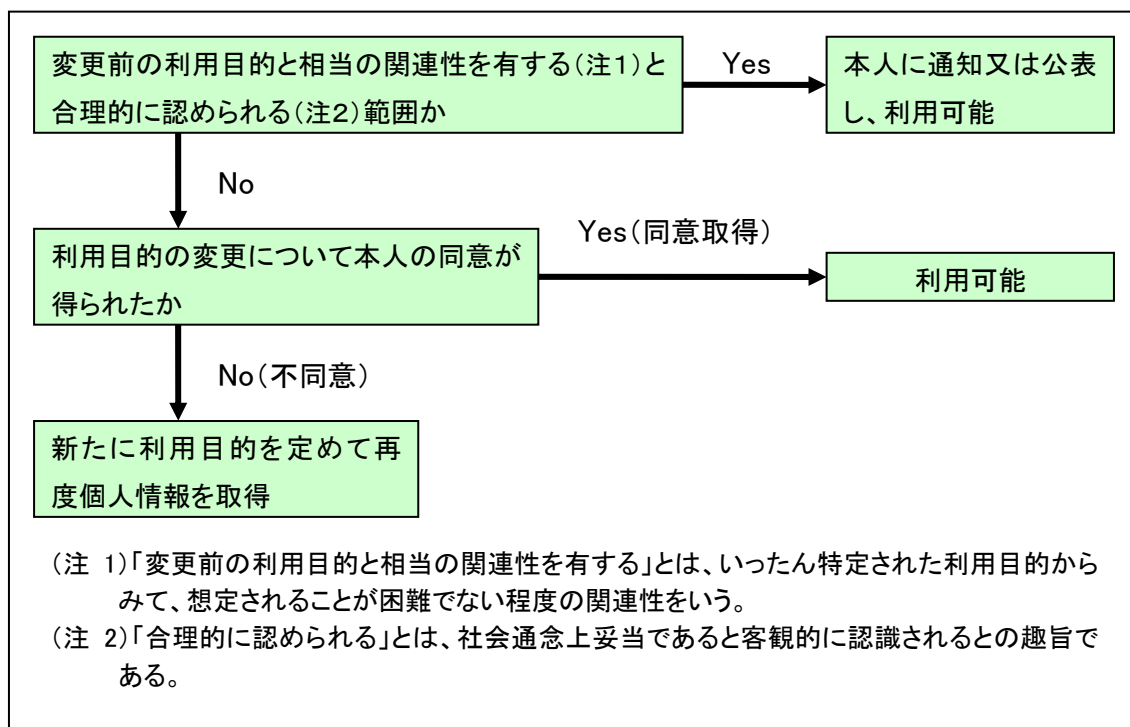
(3) 第2項は、いったん特定された利用目的が無限定に変更されることとなれば、利用目的を特定させる実質的意味は失われることから、利用目的の変更は認めるものの、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲に留めるべきであることとするものである。変更の許容範囲を超えた利用目的で個人情報を利用する場合には、本人の同意を得るか、新たに利用目的を定めて再度個人情報を取得する必要がある。

「相当の関連性を有する」とは、いったん特定された利用目的からみて、想定されることが困難でない程度の関連性を有することをいう。また、「合理的に認められる」とは、社会通念上妥当であると客観的に認識されるとの趣旨である。

原則として利用目的は変更しないことが望ましいが、一旦特定した利用目的は変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲において変更することも許されないわけではない。その場合においても本人に通知するか、公表しなければならない。(ガイドライン第8条第3項参照。)

利用目的の変更が、変更の許容範囲を超えることとなる場合には、本人の同意を得るか、新たに利用目的を定めて再度個人情報を取得する必要がある。

《参考》 利用目的の変更のフロー



○ (好ましい事例)

事例 2-4 「当社の新サービスの案内の電子メールの送付」に利用することを利用目的として取得した契約者の個人情報を、「DMによる新サービスの案内」に利用するにあたり、利用目的の変更及びDM送付の停止依頼を受け付けることを電子メールで本人に通知した。

事例 2-5 「アンケート集計に利用」することを利用目的として取得した個人情報を、「当社サービスのDMの郵送」に利用することは、本人が想定できる範囲を超えた利用目的の変更と考えられたため、改めて「当社サービスのDMの郵送」に利用することについての本人の同意を得た。

× (好ましくない事例)

事例 2-6 当初の利用目的が「当社は、アンケートにより取得したお客様の氏名、住所、電話番号については、IP電話サービスの新サービスのご案内において使用します。」となっていたものを、「当社は、アンケートにより取得したお客様の氏名、住所、電話番号については、IP電話サービスの新サービス及び当社と提携している〇×会社の各種商品案内に使用します。」へお客様の同意を得ずに変更する。

### 2-3. 利用目的の範囲

[ガイドライン第5条]

第3項 前2項の規定により特定する利用目的は、電気通信サービスを提供するため必要な範囲を超えないものとする。

(第5条第3項の解説)

(4) 第3項は、前条第1項の個人情報の取得は電気通信サービスを提供するため必要な場合に限るとの規定を受けて、第1項及び第2項の規定により特定する利用目的も電気通信サービスを提供するため必要な範囲を超えないものとすることを確認的に規定するものである。